

北広島市行財政構造改革の実行計画（素案）作成について

これまで市では、平成 8(1996)年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として、改革に継続して取り組んできました。また、平成 13(2001)年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、「市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築」を目指して改革を進めてきました。

しかし、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新たな行財政運営を行う必要性から、平成 15(2003)年度に「行財政構造改革の推進方針」を定め、庁内に行財政構造改革推進本部を設置するとともに、民間有識者による行財政構造改革委員会から提言を受け、行財政構造改革大綱を策定し、これに基づき行財政構造改革の実行計画（素案）を作成しました。

1 市政を取り巻く環境変化

(1) 少子高齢化の急速な進行

我が国では、他の先進国に例を見ないスピードで少子高齢化が進行する一方、今後は、税を負担する層が減少し、公共サービスのニーズや対象者が増加しています。本市も例外ではなく少子高齢化が進行することにより、保健、医療、福祉、介護、生涯学習等の行政需要が増大し、財政のやりくりは厳しさを増すものと考えられます。

(2) 低成長経済の定着と財政構造の悪化

近年、日本経済はバブル崩壊後の景気の長期低迷から脱却できず、雇用、所得、個人消費などを取り巻く環境が著しく悪化したことにより、国や地方自治体の税収が落ち込んできました。

本市においては、主な収入である市税と地方交付税が、人口増加、市街地の拡大、住宅の建設などにより順調に伸びてきましたが、長引く景気低迷や国の減税政策などにより、平成 11(1999)年度をピークに減少してきています。

また、支出については、扶助費（生活保護、医療費扶助、教育扶助などの費用）や公債費（公共施設の整備などのために借りた資金の返済費用）などの義務的経費が、平成 12(2000)年度以降着実に増加してきています。

こうした諸情勢を踏まえて推計した本市の財政収支の見通しによると、もし仮に行財政構造改革を行わずに財政運営を続けていけば、今後の財政収支に大幅な不足額が見込まれる状況となっています。（「5 長期財政推計」を参照）

(3) 地方分権の進展

平成 12(2000)年 4 月に、いわゆる「地方分権推進一括法」が施行され、自治体は自らの責任において地域の課題に取り組む時代となりました。中央集権から地方分権へと制度が動いたことで、これからの自治体は、住民の意見を生かして、自らの判断で計画をつくり、その地域の特性にあった独自の行政を推進していくこととなります。

本市では、今後さらに地域ごとの細やかな施策や地域の自主性を生かした施策を展開するために、「市民が行政活動に参加するための制度」や「公益活動団体との協働の仕組み」が必要となってきました。

市民と行政がパートナーとして、事務事業などを共通の目線で見直し、市民と行政の役割分担を明らかにしていかなければなりません。

2 改革の必要性

このような中であっても、地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化し、財源対策、少子高齢化対策、経済・雇用対策など新たな課題が次々と発生しています。

厳しい行財政環境にある今を、市民と行政の新しい関係を築くチャンスととらえ、行政と市民が英知と実行力を結集し、活力あるまちづくりを進めなければなりません。このたびの行財政構造改革は、「単なる経費節減」や「事務手続きの簡素化」といった枠を超え、行政への市民参加、公益活動団体との協働、政策評価と情報公開など、行政運営システムを構造的に改革することを目指しています。

市は、社会経済情勢の変化に弾力的な対応できるよう体質を強化しながら、市民参加型の地方分権社会を作り上げるため、市民に開かれた主体的な行政運営を目標として行財政構造改革を推進していきます。

3 実行計画の実施期間

実行計画は 17 年度から 26 年度までの 10 年間を実施期間としていますが、平成 17 年度から 21 年度までを前期 5 年とし、具体的な改革を集中的に実施していきます。

4 実行計画の進行管理

実行計画の個別項目ごとに、毎年度進捗状況を把握して実施する上で障害となる問題点の把握を早期に行うとともに、改革の進行状況は市民に公表していきます。

また社会・経済状況の変化、国や道の制度改正等により、計画項目の見直しを行う必要性が生じた場合には、項目の追加、変更などを行いながら、改革を実行していきます。

5 長期財政推計

これまでも支出削減の取組みは継続的に行い、効率的な財政運営を目指してきました。しかし、今後福祉経費や、介護保険、医療の負担は、これまで以上に増加していくことが予想されることから、このたび長期的な視点で財政収支の推計を行いました。

この推計では、税財政制度が現行のまま推移すると仮定して、下記に示した条件で試算を行ったところ、4ページの表のような結果になり、26年度までの財源不足額としておよそ83億円が見込まれる状況となっています。

今後行財政構造改革を実施することにより、財源不足額を解消し財政の均衡を保つことを目標に、より一層の行財政運営の効率化を目指し、改革の効果を上げていかなければなりません。

長期財政推計の条件

長期財政推計は、現行制度を基本とし、過去の収支実績などを考慮して行っています。

1 三位一体の改革について

補助金は、平成17年度予算を基本としています。

税源移譲は、現段階で試算できないため現行の所得譲与税（経過措置）を基本としています。

地方交付税は、平成18年度までは現行水準が維持されるものと想定しています。（ただし、臨時財政対策債は減少）

2 税制改正について

配偶者特別控除の廃止、妻の均等割課税、高齢者控除廃止、年金控除廃止を考慮しています。

3 経済成長率（名目）等

平成17年度以降1%を見込んでいます。

物価変動は見込んでいません。

長期財政推計（平成17年度～平成26年度）

（前期5カ年）

（単位 百万円）

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	
市税	6,804	6,804	6,768	6,768	6,924	6,924	6,992	6,992	6,997	6,997
地方譲与税等交付金	1,691	1,691	1,694	1,694	1,688	1,688	1,686	1,686	1,690	1,690
地方交付税（臨財含む）	4,137	4,137	3,988	3,988	3,719	3,719	3,468	3,468	3,234	3,234
国庫支出金・道支出金	3,065	0	2,656	0	2,601	0	2,544	0	2,507	0
地方債（臨財除く）	1,633	80	871	71	868	68	866	66	863	63
通常債	1,553	0	800	0	800	0	800	0	800	0
臨時財政対策債 交付税										
減税補てん債	80	80	71	71	68	68	66	66	63	63
臨財含む地方債発行額	2,282		1,371		1,343		1,317		1,291	
その他	1,538	244	864	41	864	41	863	41	861	41
収入合計	18,868	12,956	16,841	12,562	16,664	12,440	16,419	12,253	16,152	12,025

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	
人件費	4,922	4,694	4,861	4,642	4,834	4,616	4,819	4,601	4,781	4,565
扶助費	2,508	878	2,643	905	2,700	930	2,749	953	2,803	976
公債費	2,399	2,093	2,273	2,199	2,342	2,268	2,374	2,300	2,376	2,304
小計（義務的経費）	9,829	7,665	9,777	7,745	9,876	7,814	9,942	7,854	9,960	7,845
普通建設事業費	3,271	501	2,052	630	1,840	500	1,754	500	1,684	500
繰出金	2,033	1,832	2,016	1,826	2,052	1,861	2,062	1,869	2,075	1,879
その他	3,735	2,958	3,640	3,005	3,633	3,002	3,638	3,007	3,645	3,013
支出合計	18,868	12,956	17,485	13,206	17,401	13,177	17,396	13,230	17,364	13,237

一般財源不足額	0	644	737	977	1,212
---------	---	-----	-----	-----	-------

（後期5カ年）

（単位 百万円）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	
市税	7,048	7,048	7,102	7,102	7,060	7,060	7,117	7,117	7,171	7,171
地方譲与税等交付金	1,696	1,696	1,710	1,710	1,715	1,715	1,720	1,720	1,726	1,726
地方交付税（臨財含む）	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234
国庫支出金・道支出金	2,536	0	2,560	0	2,577	0	2,595	0	2,632	0
地方債（臨財除く）	863	63	863	63	863	63	863	63	863	63
通常債	800	0	800	0	800	0	800	0	800	0
臨時財政対策債 交付税										
減税補てん債	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
臨財含む地方債発行額	1,291		1,291		1,291		1,291		1,291	
その他	859	41	859	41	859	41	858	41	857	41
収入合計	16,236	12,082	16,328	12,150	16,308	12,113	16,387	12,175	16,483	12,235

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	一般財源所要額	
人件費	4,769	4,553	4,661	4,450	4,563	4,355	4,587	4,378	4,408	4,207
扶助費	2,857	998	2,906	1,019	2,965	1,037	3,013	1,053	3,071	1,069
公債費	2,315	2,248	2,281	2,218	2,277	2,214	2,266	2,203	2,239	2,176
小計（義務的経費）	9,941	7,799	9,848	7,686	9,805	7,606	9,866	7,634	9,718	7,452
普通建設事業費	1,684	500	1,684	500	1,687	500	1,682	500	1,682	500
繰出金	2,091	1,895	2,079	1,880	2,101	1,902	2,135	1,933	2,176	1,972
その他	3,655	3,023	3,666	3,033	3,656	3,046	3,653	3,057	3,667	3,071
支出合計	17,371	13,217	17,277	13,099	17,249	13,054	17,336	13,124	17,243	12,995

一般財源不足額	1,135	949	941	949	760
---------	-------	-----	-----	-----	-----

